

三重県性暴力の根絶をめざす条例

逐条解説

目次

条例制定の背景	1
条例の検討経過	1
条例の名称	2
各条文	
<前文>	3
<第1章 総則>	
第1条 目的	6
第2条 定義	8
第3条 基本理念	18
第4条 県の責務	21
第5条 県民等の役割	22
第6条 市町の役割	23
第7条 学校等の役割	24
第8条 事業者の役割	26
第9条 医療機関の役割	28
第10条 民間支援団体の役割	29
<第2章 推進体制の整備>	
第11条 推進体制の整備	30
第12条 推進計画	31
第13条 人材の育成及び支援	32
第14条 市町に対する支援	34
<第3章 基本的施策>	
第1節 性暴力の予防	
第15条 予防教育等の推進	35
第16条 県民等の理解の促進と気運の醸成	36
第17条 性暴力の根絶をめざす週間	37
第2節 性暴力被害者等に対する支援	
第18条 総合的な相談体制の整備等	38
第19条 早期発見及び早期対応	40
第20条 性暴力被害者等に対する支援	42
第21条 三重県犯罪被害者等支援条例への委任	44
第3節 性暴力のない社会の構築	
第22条 性暴力の再発防止	45
第23条 性暴力が発生しない環境づくり	47
<第4章 雑則>	
第24条 個人情報の保護	48
第25条 財政上の措置	49
<附則>	49

○条例制定の背景

【趣旨】

性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。また、性暴力は、ひとたび発生すれば、被害者の心に深い傷を負わせ、その回復には長い年月を要します。

本県では、平成 27 年に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、性暴力被害者やその家族に対して寄り添った支援を行ってきました。また、平成 31 年 4 月、「三重県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、同条例に定める推進計画である「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を令和元年 12 月に策定し、これらに基づき、犯罪被害者等への支援をはじめ、未就学児から大学生に至るまでの発達段階に応じた性被害防止に関する啓発活動など性暴力の予防に向けて取り組んできました。

しかしながら、本県の性暴力被害者等からの相談件数は、「よりこ」の設置以降、増加傾向にあり、また、被害者の中には声を上げられない被害者も存在しているなど、相談件数や統計上表れない被害も存在しており、三重県内において性暴力は身近に存在しています。さらに、同意のない性的な行為は性暴力であるといった性暴力被害に対する被害者の意識の変容や性暴力をめぐる報道などによる社会的認識の広がりから、中長期にわたる被害者への精神的ケア、子どもに対する性暴力の予防及び早期対応など、性暴力への対応に必要な取組が多様化してきたこと、加えて、声を上げられない被害者が声をあげられるよう社会の意識を変えるとともに、被害者の背中を後押しできるような条例が必要であるとの声もいただきました。

このような状況を受けて、三重県では、県と市町、県民や学校をはじめとした様々な主体が一体となり、性暴力被害者等に寄り添い、支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすため、令和 6 年度から性暴力被害当事者や専門家の意見を聞きながら「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定に向けて検討を進めてきました。

○条例制定に向けた検討経過

令和6年 6月 18日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例検討の進め方等について、県議会において調査
同月 19日	第1回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・性暴力の現状、三重県における性暴力被害者支援や被害防止に関する取組状況や、懇話会での論点案について、事務局から説明 ・事務局説明事項について、委員から意見を聴取

令和6年 8月 6日	第2回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・第1回懇話会での意見をふまえて整理した論点をもとに、条例に盛り込むべき内容について、委員から意見を聴取
10月 9日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例の検討状況について、県議会において調査
11月 26日	第3回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・条例骨子案について、委員から意見を聴取
12月 9日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例骨子案について、県議会において調査
令和7年 2月 21日	第4回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・条例中間案（素案）について、委員から意見を聴取
3月 13日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例中間案について、県議会において調査
3月 18日 ～4月 16日	パブリックコメント、市町・関係団体への意見照会
6月 4日	第5回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・条例最終案について、委員から意見を聴取
同月 23日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例最終案について、県議会において調査
9月 25日	条例案を議会に提出
10月 24日	条例案可決・成立
10月 27日	公布・施行

○条例の名称

三重県性暴力の根絶をめざす条例

【趣旨】

条例の名称については、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の他、「性暴力のない三重をめざす条例」、「三重県性暴力0（ゼロ）をめざす条例」といった候補がありましたが、悪弊（悪い習慣など）を根本から取り除くといった意味を持つ「根絶」という言葉を用いることとし、性暴力に対して根絶するという県及び県民の皆さんの強い決意と姿勢を示すものとするため、名称を「三重県性暴力の根絶をめざす条例」としました。

なお、「めざす」については、条例制定時、県の政策展開や県政運営の基本姿勢を示す長期ビジョンである「強じんな美し国ビジョンみえ」また、中期の戦略計画である「みえ元気プラン」において、平仮名を用いていることから本条例の名称でも平仮名表記としました。

○各条文

<前文>

三重県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別その他の人権問題を解消し、人権が尊重される社会の実現をめざして取り組んできた。また、性犯罪・性暴力対策の分野においては、「三重県犯罪被害者等支援条例」の取組をはじめ、性暴力を受けた被害者のための相談窓口を設置し、その者に対する支援を行うとともに、性暴力の予防に向けて取り組んできた。

私たちは、一人ひとりが尊い存在である。人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは、私たちすべての県民の願いである。

しかしながら、性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないものであるにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在している。また、性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、不当な差別や偏見、性暴力に対する無関心や無理解による不適切な言動などの二次被害に苦しむ者が存在し、さらに、声を上げたくても上げられずに悩んでいる者も存在している。

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を与え、その回復には長い時間を要するだけでなく、自らの力だけでは回復することが困難である。また、心身に受けた影響は、性暴力を受けた直後に生じるだけでなく、性暴力を受けてから月日が経過した後も生じることがある。そのため、性被害を早期に発見するとともに、性暴力を受けた直後から中長期にわたって、途切れることなく、社会全体で被害者及びその家族に寄り添い、支えることが必要である。

特に、子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、その心身の健全な発達に多大な影響を及ぼすものである。子どもにとっては、性暴力に遭っても、これを認識できないこともあり、また、子ども自身でこれを回避することは困難である。そのため、社会全体で子どもを性被害から守ることを第一とし、性被害が発生した場合には、これを見逃すことなく早期に発見し、性被害を受けた子ども及びその家族を支援することが必要である。

私たち県民は、過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さないという強い意思の下、これ以上、被害者を生むことのないよう、性暴力を根絶しなければならない。

ここに、私たちは、行政、県民、事業者をはじめ、それぞれが自らの役割の下、一体となって被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすことで、私たちすべての県民が人権を尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図ることを決意し、この条例を制定する

【趣旨】

条例制定の背景や趣旨を示すとともに、性暴力の根絶に向けた県及び県民の決意と姿勢を表すため、条項の前に前文を置いています。

第1段落は、三重県でのこれまでの取組について述べています。三重県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別解消に向けて取り組んでいること、また、性犯罪・性暴力対策の分野においては、当時はまだそれほど設置する都道府県が多くなかった平成27年にいわゆる「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、早い時期から性暴力被害者に対して寄り添った支援を行ってきたこと、また、三重県犯罪被害者等支援条例（平成31年3月制定）に基づき、都道府県では初めて創設した制度であった犯罪被害者見舞金制度をはじめとした犯罪被害者等支援や子どもに対する性暴力防止に向けた啓発など性暴力の予防に向けた取組を行ってきたことを述べています。

第2段落は、すべての人権が尊重され、かつ、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」前文にも掲げる「誰もが安全で安心に暮らせる」社会の実現を願っていることを述べています。

第3段落は、全ての県民が性暴力は重大な人権侵害であり、決して許されないものであると認識しているにも関わらず、また、これまで県が性暴力を含め、不当な差別の解消に向けて取り組んできたにも関わらず、三重県では性暴力被害者等からの相談件数が増加傾向にあるなど、依然として存在していること、加えて、性暴力に被害者と加害者の関係は、他人同士ではなく、身分や立場の上下関係の中など身近なところで、かつ、支配・被支配の関係の中で生まれているものもあることを広く認識していただけるよう、「身近に存在している」と述べています。さらに、性暴力への無関心、無理解による二次被害も発生していることを述べています。

また、この条例は性暴力を受けても声を上げられなかった被害者の声がきっかけとなり制定につながった背景から、前文では声を上げたくても上げられない被害者がいること示すとともに、基本理念として「性暴力被害者等が支援を求める声を上げやすくなるよう」と規定しています。さらに、この条例は性暴力被害者に寄り添うものであること、また、性暴力が引き起こされた責任は加害者のみ負うべきものであり、被害者には一切責任がないことを示すため、「性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がない」ことを明示しています。

第4段落は、性被害は早期に発見し、支援が必要であること、また、性暴力被害者等に対して被害直後から中長期にわたる途切れない支援が必要であることを述べています。

第5段落は、子どもに対する性暴力への対応を述べています。子どもは性暴力被害に遭ってもそれを性暴力と認識できない場合もあり、年月を経過した後、それが性暴力であることを認識し、心身に重大な影響を受けることもあります。そこで、まずは子どもが性

暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないための教育及び啓発を行うとともに、周囲の大人が性暴力に関する理解を深め、早期発見及び早期対応ができる体制を整えることが重要であり、社会全体で子どもを性暴力から守ることが必要であることを述べています。

第6段落は、私たち一人ひとりが当事者として、性暴力の根絶に向けて取り組んでいかなければならないと表明しています。また、「過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さない」とは、過去の性暴力であっても真摯に対応すること、そして、デジタル技術等の進展に伴って発生しているこれまで想定されていなかった新たな性暴力に対しても、その根絶に向けて取組をさらに進展させ、いかなる性暴力も許さず根絶に向けて立ち向かう強い決意を述べています。

第7段落は、これまでの内容をふまえ、様々な主体が一体となって性暴力被害者等を支援することを宣言するとともに、条例制定に向けた決意を述べています。

<第1章 総則>

(目的)

第一条 この条例は、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する施策（以下「性暴力の根絶をめざす施策」という。）に関し、基本理念及びその他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにするとともに、法令及び三重県犯罪被害者等支援条例（平成三十一年三重県条例第三号。第二十一条において「支援条例」という。）と相まって、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進することにより、性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力により心身や尊厳に侵害を受けた者を支援し、もって県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶及び被害者等の被害からの回復の支援に関する基本的な事項を定め、施策を総合的かつ効果的に推進するという、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」（以下「条例」という。）の目的を定めるものです。

条例がめざすものは、「県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現」です。

条例は、県として性暴力を根絶するための施策を推進していくにあたり、基本理念や県の責務、基本的な県の施策を示すいわゆる「理念条例」と位置づけています。また、性暴力被害者等を生まない社会づくり、性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復に対する支援を行うため、目的や理念を県民等が共有し、一体となって性暴力の根絶を推進するためのもので、県民等に義務を課し、あるいは権利を制限することを内容とし、その実効性の担保として規制を課す、罰則を設けるといった「規制条例」ではありません。

【解説】

- 1 「性暴力」とは、第2条第1号で定義しています。
- 2 「県民等」とは、第2条第11号で定義しています。
- 3 「性暴力被害者等」については、第2条第12号で定義しています。
- 4 「県」とは、地方自治法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体としての三重県を規定したもので、知事部局、公安委員会、教育委員会を含んだものをいいます。
- 5 「基本となる事項を定め」とは、第2章以降において性暴力の根絶に関する基本的な事項を定めることをいいます。
- 6 「性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進する」とは、性暴力の根絶をめざす具体的施策に関する推進計画（第12条に規定）を定め、当該推進計画のこのつとめて、各施策（第2章及び第3章に規定）を実施することにより、性暴力の根絶をめざすための施策を推進することをいいます。

- 7 「性暴力の根絶及び被害者等の心身に受けた影響からの回復の支援」とは、性暴力を生み出さず、かつ、性暴力被害者等が性暴力により受けた心身及び尊厳に対する被害を回復するために必要な支援であり、具体的には、性暴力根絶に関する各施策（第2章及び第3章に規定）の実施を通じて図ることとなります。
- 8 この条例でいう「県民等が安全に安心して暮らせる社会」とは、性暴力となる行為が発生しない社会であることは言うまでもなく、万一性暴力が発生した場合にも、性暴力被害者等が社会全体で守られ、すぐに声を上げ、相談できる社会であること、また、支援に関係する機関が緊密に連携し、性暴力被害者等が安心して支援を受けることができる社会のことをいいます。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものに限る。第九号及び第十号において同じ。）がなく行われる性的な行為（その者に対する物理的な接触に限らない。）をいう。

二 性犯罪 次に掲げる罪をいう。

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条及び第二百二十六条の二第三項に係る部分に限る。）、第二百三十条第一項及び第二百三十一条（その犯罪事実が特定の者の性的な問題に関する権利利益に係るものに限る。）、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪

ロ 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪に係る部分に限る。）

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪

ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ホ 私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの罪

ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

ト 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）第十五条第一項及び第二項（同項第一号に該当する者に限る。）の罪

チ 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）第四十条第一項、第五項第二号及び第七項第一号（同条例第二十三条第二項の規定の違反に係る部分に限る。）の罪

三 性的虐待 次に掲げる行為をいう。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条第二号に

規定する行為

ロ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項第一号ニ及び第五項第一号ニに規定する行為

ハ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項第一号ロ、第七項第二号及び第八項第二号に規定する行為

四 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

五 デートDV 交際関係を有するなど親密な関係にある、又はあった者からの配偶者等性暴力と同様の暴力又は言動をいう。

六 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をいう。

七 セクシュアル・ハラスメント 特定の者の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。以下この号において同じ。）によって、その者の就業環境、就学環境その他の社会生活上の環境を害し、又は当該性的な言動に対するその者の対応によってその者に社会生活上の不利益を及ぼすことをいう。

八 性的脅迫 特定の者に係る性的な画像その他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては直接認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。この号及び次号において同じ。）を他の者に共有する旨を告げることによって脅迫し、金銭の提供の要求、その者が望まない行為の強制、その者に係る更なる性的な画像又は性行為を記録した電磁的記録を提供させることその他これらに類する行為を要求することにより、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

九 デジタル性暴力 特定の者の同意なしに、その者に係る性的な画像その他電磁的記録を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録を利用することにより、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

十 アスリート等盗撮 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、特定の者の同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、その者の姿態又は部位を撮影する行為をいう。

十一 県民等 県民、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいう。

- 十二 性暴力被害者等 性暴力により害を被った県民等及びその家族をいう。
- 十三 性被害 性暴力の被害者が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。
- 十四 二次被害 性暴力による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関等による過剰な取材等により性暴力被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- 十五 学校等 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。第十五条第一項において同じ。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。第十五条第一項及び第二項において同じ。)、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び子どもに対して技芸又は知識の教授を行う事業その他子どもの育成に関連する分野の事業を行うものをいう。
- 十六 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 十七 民間支援団体 性暴力被害者等に対する支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- 十八 子ども 十八歳未満の者をいう。

【趣旨】

本条は、条例の主要な用語について定義するものです。

【解説】

〔第1号関係〕

- 1 性暴力の定義について、国際的には世界保健機構(WHO)が公表している「World Report on Violence and Health」(2002年)によると「性的行為を得ようと試みる行為や望まない性的な発言や誘引、人身売買、その他強制力を用いた個人の性に向けられたあらゆる性的な行為であって、被害者との関係性を問わず、家庭内や職場内に限らずあらゆる環境において起こり得るもの」とされており、この定義における「強制力」とは「身体的な力に限らず、心理的威圧、ゆすり、その他の脅迫が含まれ、その程度は問わない。」とされています。

本条例では、国際的な基準をふまえつつ、性暴力を「その者の同意なく行われる性的な行為」とし、同意とは、「自由な意思により、自発的に与えられるもの」をいいます。

2 「同意なく行われる」とは、刑法第176条（不同意わいせつ罪）に定める行為または事由その他これらに類する行為または事由によって、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、または、その状態にある中で行うものであり、具体的には、以下の行為や状態を指します。

- (1) 暴行若しくは脅迫を用いることそれらを受けたこと
- (2) 心身の障害を生じさせること又はそれがあること
- (3) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること
- (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること
- (5) 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと
- (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚がくしていること
- (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること
- (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること

3 本条例では、県民に性暴力とはどのような行為であるかを広く認識されるよう、昨今問題となっている性的画像を用いた脅迫（性的脅迫）、本人が望まない性的画像の作成・保存・第三者への提供（デジタル性暴力）、性的意図を持って同意及び正当な理由なく他人の姿態や部位を撮影する行為（アスリート等盗撮）など、具体的な行為を列挙しています。

4 本条例で列挙する行為の他、アダルトビデオへの出演強要をはじめ、スカートやズボンが無理やり下すなどの性的ないたずらもその者の同意がなく行われる性的な行為であり、性暴力に含まれます。

5 「その者に対する物理的な接触に限らない。」とは、性的な行為は、性暴力として広く認識される傾向にある強姦や痴漢など、その者に対して物理的（身体的）に接触する行為に限らず、盗撮やセクシュアル・ハラスメントなど、望まない性的な発言やその者に対して物理的に接触しない行為についても性暴力であることを明示しています。

〔第2号関係〕

6 「性犯罪」とは、具体的には以下の罪をいいます。

イ 刑法

条項	罪名等	備考
第176条	不同意わいせつ罪	
第177条	不同意性交等罪	
第179条	監護者わいせつ罪又は監護者性交等罪	

第 180 条	未遂罪	第 176 条、第 177 条、第 179 条の場合
第 181 条	不同意わいせつ等致死傷罪	
第 182 条	面会要求罪	
第 225 条	営利目的略取及び誘拐罪	わいせつ目的の場合
第 226 条の 2 第 2 項	人身売買罪	わいせつ目的の場合
第 228 条	未遂罪	第 225 条、第 226 条の 2 第 2 項の場合
第 230 条第 1 項	名誉棄損罪	犯罪事実が性的な問題に関する権利利益に係るもの
第 231 条	侮辱罪	犯罪事実が性的な問題に関する権利利益に係るもの
第 241 条第 1 項	強盗・不同意性交等罪	
同条第 3 項	強盗・不同意性交等致死罪	
第 243 条	未遂罪	第 241 条第 3 項の場合

ロ 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

条項	罪名等	備考
第 4 条	常習強盗・不同意性交等罪	不同意性交等罪によるもの

ハ 児童福祉法

条項	罪名等	備考
第 60 条第 1 項	児童に淫行をさせる行為	

ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

条項	罪名等	備考
第 4 条	児童買春	
第 5 条	児童買春斡旋	
第 6 条	児童買春勧誘	
第 7 条	児童ポルノ所持、提供等	
第 8 条	児童買春等目的人身売買等	

ホ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

条項	罪名等	備考
第 3 条第 1 項	私事性的画像記録提供等	電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数に提供
同条第 2 項	同上	電気通信回線を通じて私事性的画像記録物を不特定又は多数に提供又は公然陳列
同条第 3 項	同上	前 2 項の行為をさせる目的で私事性的画像記録又は私事性的画像記録物を提供

へ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

条項	罪名等	備考
第2条	性的姿態等撮影罪	
第3条	性的影像記録提供等罪	
第4条	性的影像記録保管罪	
第5条	性的姿態等影像送信罪	
第6条	性的姿態等影像記録罪	

ト 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

条項	罪名等	備考
第15条第1項	第2条（粗野、乱暴又は卑わいな行為の禁止）違反	(第2条第2項第1号違反) ・人の体に直接又は衣服等の上から触れること（いわゆる「痴漢」行為） (第2条第2項第2号違反のうち、) ・通常衣服で隠されている身体又は下着を撮影すること（いわゆる「盗撮」行為）
第15条第2項	同上	(第2条第2項第2号違反 ※上記以外) ・通常衣服で隠されている身体又は下着を覗き見ること（いわゆる「のぞき」行為） ・盗撮行為をする目的で撮影機器を人に向け、又は設置すること (第2条第2項第2号違反) ・公共の場所、公共の乗り物で卑わいな行為をすること

チ 三重県青少年健全育成条例

条項	罪名等	備考
第40条第1項	青少年に対する淫行又はわいせつな行為等の禁止違反	
同条第5項第2号	青少年に対する児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止違反	
同条第7項第1号	青少年に対する淫行又はわいせつな行為等の禁止違反	第23条第2項（淫行又はわいせつな行為を教え又は見せてはならない）違反に限る

〔第4号関係〕

- 7 配偶者等性暴力における「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいいます。
- 8 配偶者等性暴力における「同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束

した二者間の関係であって、その一方または双方が、性的思考（自己の恋愛または性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者または性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性と異なる者をいいます。

- 9 配偶者等性暴力における「性的性質を有する身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第1項に規定する「配偶者からの暴力」のうち、性的な意図を持って行われたものをいいます。

具体的には、望まない性行為や性的嗜好の強要、性的目的での監禁、性的画像の強要、卑猥な言動、望まぬ妊娠、中絶の強要、売（買）春・性風俗等性的サービス産業での労働の強要等があたります。

[第8号関係]

- 10 「性的脅迫」とは、性的な画像や人に知られたいくない性的嗜好その他経験を他人に共有することを用いて脅迫し、金銭の提供その他義務なき行為を要求することにより、その者の生活を脅かす行為をいいます。

具体的には、性的な画像や動画を入手または入手したとみせかけ、それをインターネット等を使用して不特定多数に公開すると脅して金品や、新たな性的姿態を記録した映像データなどの電磁的記録を要求する等の行為をいいます。

条例制定当時、SNS上での子どもの被害が多く、社会的に問題となっていたことから、これを防止する必要あることから、有識者の意見をふまえ、性暴力として定義しました。

[第9号関係]

- 11 デジタル性暴力における「その者に係る性的な画像その他電磁的記録を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録の利用により、その者の日常生活または社会生活に不利益を及ぼすこと」とは、性的な画像や音声等の電磁的記録（データ）を利用して、その者の生活に不利益を及ぼすことであり、具体的には、その者の性的な合成画像や局部の切り抜き・誇張した画像を作成しインターネット上に公開する行為や性的な動画を、SNSを利用して公開する行為等をいいます。

さらに、性的な目的をもって主に子どもに接触し、良好な関係性を講じたうえで性的な画像その他電磁記録を要求する行為（いわゆるグルーミング行為）についても、その子どもの日常生活または社会生活に不利益を及ぼすことになることから、当該行為もまたデジタル性暴力に該当します。

〔第10号関係〕

12 アスリート等盗撮とは、不特定多数の者が利用・出入りする場所において、性的な意図をもって、その者の同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、その者の姿態や部位を撮影する行為をいいます。

そのため、同意がなくても、性的な意図のない撮影（単に記録用としての撮影）や、報道等の業務としての撮影（正当な理由）は、アスリート等盗撮には該当しません。

一方、ユニフォームや制服姿など着衣状態であっても、被写体の同意を得ることなく、かつ、正当な理由もなしに性的な意図をもって撮影されたものであれば、アスリート等盗撮に該当します。

13 いわゆるプライベートゾーンと呼ばれる通常衣服に隠れる部分など体の一部やそれを覆う衣服を拡大するなど強調して撮影する行為は「性的な意図をもって」撮影されたものに含まれるものと解されます。

14 撮影時は性的意図を持たないものであっても、その撮影した影像について、通常衣服に隠れる部分など体の一部を強調し、加工すること、また、その加工した影像を第三者に提供し、または、その他当該電磁的記録の利用によりその者の常生活または社会生活に不利益を及ぼすことは「デジタル性暴力」に該当し、これもまた許されない行為であり、根絶すべきものとなります。

15 アスリート等盗撮は、その規定する行為と当然許される行為（単に記録用として撮影する行為または正当な理由をもって撮影する行為）の判別が困難であり、罰則を持って規制するものとして条文上区別して規定することは困難であることから、まずは理念上性暴力であり、許されない行為として規定し、当該行為が発生しないよう取り組むことを目的として規定するものです。

〔第11号関係〕

16 「県民等」とは、現に県内に居住する者だけでなく、居住地を問わず県内で就労または就学する者や、旅行等で一時的に県内に滞在する者も含まれます。

〔第12号関係〕

17 「性暴力被害者等」とは、①性暴力により害を被った県民、県内の事業所で就労または就学する者及び県内に滞在する者、②性暴力により害を被った者の家族または遺族である県民をいいます。②においては、性暴力により害を被った者の居住地は問いませんが、その家族または遺族が県民であることを要します。また、性暴力により害を被った者とその家族または遺族との間に法律上の身分関係がない場合であっても、これと同視しうる事情があれば該当します。性暴力被害者等の範囲については幅広く捉えますが、具体的施策の策定及び実施にあたっては、その内容等を勘案し、対象と

なる範囲が定められるものと考えます。

ただし、条例は、県が実施する支援施策の基本的方向性を定めたものであり、どのような性暴力被害者等を対象にどのような支援を行うかは、個々の施策に委ねられます。

[第 14 号関係]

18 「二次被害」とは、性暴力被害者等が直接的な被害を受けた後に受ける「精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等」をいいます。

二次被害は、性暴力被害者等にとって深刻な問題であり、性暴力被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減等の妨げとなることから定義するものです。

報道機関等による取材については、報道のための取材の自由を含む報道の自由は、憲法第 21 条が保障する表現の自由に含まれるため、これは、最大限に保障されなければならない、これをあらかじめ規制することは違憲とされる可能性が極めて高く、また、報道の規制は報道機関が定める倫理基準によって行うなど、報道機関が自主的に適切な対応を行うべきと考えます。

[第 15 号関係]

19 「学校等」とは、具体的には以下の施設及び事業を行う施設をいいます。

- 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程、簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
- 認定こども園
- 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 児童相談所（一時保護施設を含む）
- 次の事業を行う施設
 - ・指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ・家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業）
 - ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
- 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等（放課後児童クラブ等、一時預かり

事業、病児保育事業、子育て短期支援事業、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、意見表明等支援事業)

- 障害者総合支援法上に規定されるもの(障害児を対象とする居宅介護事業、同行援護事業、行動援護事業、短期入所事業、重度障害者等包括支援事業)
- 民間教育事業(学習塾、スポーツクラブ、ダンススクールなど児童に技芸または知識の教授を行うもの)

[第 16 号関係]

20 「事業者」とは、営利・非営利、法人・個人、県内における本店や事業所の設置の有無及び業種を問わず、県内で事業活動を行うものすべてを指し、民間の事業者だけでなく、地方公共団体も含まれます。

なお、就労先としての県、市町、学校等、医療機関などはこの「事業者」に含まれます。

[第 17 号関係]

21 「民間支援団体」とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(平成16年法律第161号)」第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体や、各都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに限らず、性暴力被害者等の支援を行うことを目的のひとつとする被害者等の自助グループ、NPO法人等で三重県内における事業所の設置の有無にかかわらず、三重県内で活動している団体をいいます。

(基本理念)

第三条 性暴力の根絶をめざす施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 性暴力は、個人の尊厳を著しく害する人権侵害であるだけでなく、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、いかなる場合においても許されない行為であることから、これを根絶していかなければならないこと。
- 二 性暴力被害者等を社会全体で支え、擁護することを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重すること。
- 三 性暴力被害者等に対する不当な差別、偏見及び誹謗中傷を許さない社会の形成を図るとともに、性暴力被害者等が支援を求める声を上げやすくなるよう、差別及び偏見等を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮を行うこと。
- 四 性暴力被害者等に対する支援は、県、県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に関係する機関（以下「関係機関」という。）が連携し、過去に被害を受けた性暴力被害者等も含め、必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならないこと。
- 五 子どもに対する性暴力は、子どもの健全な発達に多大な影響を及ぼす極めて重大な人権侵害であって、子ども自身でこれを回避することは困難であることから、社会全体で子どもを性被害から守るとともに、性暴力を予防するための教育及び啓発を行い、さらに、性被害が発生した場合には、早期発見並びに性被害を受けた子ども及びその家族の迅速な支援のために、県、県民等、市町、学校等、医療機関及び民間支援団体が連携協力すること。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶を推進するにあたっての基本となる考え方を示すものであり、性暴力の根絶に関わる全ての主体が共有する規範について定めるものです。

【解説】

〔1号関係〕

- 1 第1号は条例の基本理念の根幹であり、「性暴力は個人の尊厳を著しく害する人権侵害」であり、かつ、「いかなる場合においても許されない行為」であること、そのため、「性暴力を根絶しなければならない」ことを理念的・宣言的に示すものです。
- 2 「人権侵害行為である」とは、性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権（セクシュアル・ライツ）を侵害し、もって憲法第13条に規定される「個人の尊厳」を著しく侵害する行為であることを示すものです。

- 3 「いかなる場合においても許されない行為」とは、直ちに具体的な権利・義務に影響を及ぼすような性格のものではありませんが、広く県民等に対し、性暴力のない社会の根幹である「性暴力を許さない」意識を醸成するために規定したものです。
- 4 「根絶しなければならない」とは、教育及び啓発等による性暴力の予防、被害者等に対する被害直後から社会復帰に向けた中長期にわたる支援、並びに性暴力加害者に対する更生に向けた立ち直り支援など性暴力のない社会の構築に向けた取組など、「あらゆる施策を活用し、性暴力の根絶をめざし、取り組まなければならない」という強い意思を示しています。

[2号関係]

- 5 「支え、擁護する」とは、「支援、援助及び擁護すること」を指します。被害者支援には、「支援」「援助」「擁護」の考え方が存在し、「支援」とは、被害者の求めるものに対応することをいい、「援助」とは、被害者にとって良いと思われることを積極的に働きかけ、提案することをいいます。そして、「擁護」とは、被害者が抱える問題を被害者と共有し、一緒に解決していくこと、また、国の制度、社会の仕組み、報道のあり方、人々の考え方等の問題に悩まされている被害者に代わって被害者の気持ちを訴えることをいいます。被害者等への支援にあたっては、いずれの考え方も重要であることから、基本理念として明示するものです。
- 6 「性暴力被害者等の意思及び立場を尊重すること」とは、性暴力被害者等の支援にあたっては、様々な主体が一体となって、性暴力被害者等が必要としている支援を提供し、性暴力被害者等を守り支えることが重要であり、さらに、支援の提供にあたっては、当事者主体の原則のもと、性暴力被害者等一人ひとりの希望を尊重して進められることが重要であることを定めています。

[3号関係]

- 7 「不当な差別、偏見及び誹謗中傷行為を許さない社会の形成」とは、被害を受けた者に責任があるとする誤った認識（性暴力被害者等に対する誤った自己責任論など）、性暴力被害者等に対する不当な差別や偏見、誹謗中傷、また、性暴力に対する無関心や無理解による不適切な言動によって、性暴力被害者やその家族、また、性暴力被害者等を支援する者が被害を受けることもあることから、性暴力の根絶に向けて県民の理解をすすめるための広報啓発などにより差別や偏見、誹謗中傷を許さない社会を形成させることを定めています。
- 8 「二次被害の防止に最大限の配慮を行う」とは、性暴力被害者等支援における原則を定めたもので、不当な差別や偏見の防止と二次被害の防止を定めています。

二次被害は性暴力被害者等にとって深刻な問題であり、性暴力被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減等の妨げとなるだけでなく、支援を求める声を上げにくくする要因の一つにもなります。

また、二次被害は支援従事者が支援する場面において、性暴力に対する無理解が起因となる心無い言動によって与える場合もあります。支援従事者による二次被害は被害者が受けた被害の早期回復に重大な影響を与えることから支援従事者は被害者を支援する場合には二次被害を与えないよう十分に配慮するとしています。

[4号関係]

- 9 「過去に被害を受けた性暴力被害者等も含め、必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供される」とは、前述同様、性暴力被害者等支援の原則を定めたもので、①被害を受けた時期を問わないこと、②性暴力被害者等は千差万別であるとともに、時間の経過や環境の変化、支援の効果等により、心身の状況にも変化が生じるものであることから、性暴力被害者等に必要な支援が途切れることなく継続的に提供されるよう施策を講ずべきことを定めたものです。

[5号関係]

- 10 「子どもに対する性暴力」については、性暴力が子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす人権侵害であることから、被害の発生を防止するため、社会全体で子どもを性被害から守るとともに、子どもは性被害に遭ってもそれを性被害と認識できないこともあることから、子どもに対する性暴力の予防に関する教育・啓発を行うことが重要です。

また、子どもへの性暴力被害を早期に発見し、迅速に子どもへの支援を行う際には、関係機関が連携してあたることを重要であることを定めています。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性暴力の根絶をめざす施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、性暴力の根絶をめざす施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、民間支援団体その他の関係機関と相互に連携を図るものとする。

3 県は、性暴力の根絶をめざす施策を効果的に実施するため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する情報を収集し、活用するものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策における県の責務を定めるものです。

【解説】

1 「総合的に策定し、実施する」とは、第2章、第3章において定めている施策を策定し、実施することをいいます。

2 「国、市町、民間支援団体その他の関係機関と相互に連携を図る」とは、施策の策定及び実施には、県のみによる取組だけでできるものではなく、国、市町、民間支援団体、その他関係機関と連携して取り組んでいくことが必要であることから、県はこれらと相互に連携して取り組んでいくこととしています。

3 「情報の収集及び活用」とは、県が性暴力被害に関する相談事例や性暴力被害者等の意見等について、収集及び活用を行うことをいいます。

収集した情報については、関係者の個人情報等の露見等に繋がらないよう配慮した上で、性暴力の根絶をめざす施策の策定、実施に活用されることが期待されます。

また、「情報の収集」のひとつとして、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進していくため、県内の性暴力に関する調査を行い、施策の検討に活用することも想定されます。

(県民等の役割)

第五条 県民等は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性についての理解を深めるよう努め、性被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮するものとする。

2 県民等は、性暴力に対して傍観することなく、性被害の早期発見及び性暴力被害者等に対する支援に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 県民等は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策における県民の役割を定めるものです。

【解説】

1 県民に期待する行動としては、

- ・社会全体で性暴力被害者等に対する理解を深め、支援の輪を広げていただく
- ・県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力していただく

等があります。

2 性暴力被害者等は、性暴力による直接的な被害（性被害）にとどまらず、「二次被害」により、大きな精神的な苦痛等を受け、立ち直りが遅れることも少なくないことから、「二次被害」への理解を深めていただきたいとの意味から定めるものです。

3 「傍観することなく」とは、性暴力に対して関心を持ち、正しく理解していただくとともに、目の前の性暴力を見て見ぬふりをするのではなく、それぞれの立場における主体的な対応を求めるものです。犯罪を発見した際の通報などの直接的な行動をとるだけではなく、性暴力被害を受けている者に寄り添うこと等も含まれます。これは、被害者でも加害者でもない第三者の適切な介入が性暴力の発生防止、ひいては性暴力の根絶に効果的であることから、県民等に期待する役割として定めたものです。

4 「県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努める」とは、被害者に対して相談窓口や支援機関を紹介する、加害者に対して県が実施する再発防止のための支援を紹介する、または、性被害防止のための教育・啓発へ協力するなど、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に対する協力を求めるものです。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、県、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体及び住民との連携協力の下、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する取組（第十四条において「性暴力の根絶をめざす取組」という。）を推進するよう努めるとともに、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関して、住民の理解を促進するよう努めるものとする。

2 市町は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策における市町の役割を定めるものです。

【解説】

- 1 市町に期待する行動としては、
 - ・所管する各種保健医療制度や福祉制度等の活用し、性暴力被害者等へ寄り添った支援を行っていただく
 - ・性暴力被害者等が各種手続や相談を行う場合における、職員等による配慮と二次被害の防止（配慮ある言動、プライバシー保護）をしていただく
 - ・住民を対象に、性暴力被害者に対する支援の必要性について理解していただくとともに、住民が性暴力に対して傍観することなく主体的に行動できるよう、二次被害の防止を含め、性暴力の根絶や性暴力被害者等に対する支援について理解を深めるための普及啓発、研修等を実施していただく
 - ・性暴力加害を行った住民を、県が行う再発防止施策へ繋げていただく等があります。
- 2 「住民」とは、当該市町に居住する県民のことをいいます。
- 3 「性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関して、住民の理解を促進する」とは、市町が主体的に、性暴力被害者の回復の支援に関する取組を推進するためには、住民が支援の「必要性」のみならず、実際に性暴力被害者や家族を支援する施策などへの理解も必要であることから規定するものです。

(学校等の役割)

第七条 学校等は、基本理念にのっとり、当該学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校等に在籍する者に対する性暴力が行われたおそれがあると認めるときは、性暴力被害者等が、速やかに県等が設置する相談窓口にご相談することができるよう、迅速かつ的確に対応するものとする。

2 学校等は、当該学校等における性暴力を防止するため、その職務に従事する者に対する研修機会の確保、施設及び設備の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校等は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策における学校等の役割を定めるものです。

【解説】

〔第1項関係〕

1 第1項では、学校等に期待する役割について規定しています。

学校等に期待する行動としては、

- ・在籍する児童生徒等を対象に、子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとした予防教を実施していただく
- ・在籍する児童生徒等に対する性暴力被害を早期に発見し、その後の適切な支援につなげていただく
- ・性暴力被害が発生した際には、被害児童生徒へのケアを最優先に、二次被害をあたえることのないよう十分に配慮していただくとともに、速やかに県が設置する性暴力被害者等のための相談窓口につないでいただくなど、適切かつ迅速な支援を実施していただく
- ・性暴力加害を行った児童生徒を、県が行う再発防止施策へ繋げていただく等があります。

〔第2項関係〕

2 第2項では、学校等において、その在籍する児童生徒等が対象となる性暴力を防止するために必要な措置を講ずることを規定しています。

3 「当該学校等に関する職務に従事する者に対する研修機会の確保」とは、第13条に基づき、県（教育委員会含む）が学校等に関する職務に従事する者（以下「従事者」

という。) に対し実施する、児童生徒等への性暴力の防止や早期発見、性暴力が発生したまたはそのおそれがある場合における適切な対応に関する理解を深めるための研修に参加するために配慮いただくことや、従事者への受講勧奨など、従事者の研修機会を確保していただくことをいいます。

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」(令和7年4月子ども家庭庁。以下「横断的指針」という。) において示されている研修内容の一例として、

- ・性暴力に関する基礎(子どもの権利、性暴力の定義や事例、不適切な行為の例、性暴力防止に関する服務規律 等)
- ・性暴力の早期発見(日常観察におけるポイント、通報者の保護 等)
- ・性被害発生時の対応(教育・保育等の場で起こりやすい性暴力の事例、被害児童の安全確保、二次被害の防止)

等が挙げられています。

- 4 「施設及び設備の整備」とは、男女別の更衣室など専ら更衣するための空間を確保することにより、共用空間での更衣を防ぐことで隠しカメラなどが設置される機会をできる限り排除すること、内鍵の廃止など密室状態となる環境の回避や盗撮の防止に有用な室内の整理整頓、定期的な点検などの施設の整備の他、性暴力の防止に一定の効果があるとされる監視システムなど機器の整備のほか、私用の撮影機器利用を防ぐための共有の撮影機器の整備や、電子機器への盗撮等を防止するために有用なアプリケーションの導入などが考えられます。

なお、横断的指針において、監視システムは性暴力発生を抑止力となったり、異常の早期検知や問題発生時の検証が容易になるなどの効果が期待できるとされている一方、設置については、児童等のプライバシー、保護者の不安、従事者の萎縮などが課題になることがあり、一定のルールを設け、設置目的やルールについて関係者に説明し、理解が得られるようにすることが重要であるとされています。

また、学校等には、学校のみならず、学習塾やスポーツクラブなど、多種多様な主体が含まれていることから、それぞれの設置者や運営者の判断に基づき、各主体の状況により、整備が必要な施設や設備が異なるものと考えられます。

- 5 「研修の機会の確保」や「施設及び設備の整備」の他に性暴力の防止のために必要な措置として、複数体制での定期的な巡回や私用電子機器の使用制限、児童生徒等との接触のしかたなどのルール化(服務規律の整備)や性暴力を許さない意識の啓発などソフト面での環境整備も考えられます。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性について理解を深めるよう努め、その事業活動を行うに当たっては、セクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次被害が生じることのないよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所において、性被害又は二次被害を生じさせないよう労働環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その従業員から性被害又は二次被害について申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策における事業者の役割を定めるものです。

【解説】

〔第1項関係〕

1 「事業活動」とは、報道機関の取材活動や医療機関の医療行為等の営利活動や慈善活動、NPO法人の活動等の非営利活動を含めた活動をいいます。

2 「事業活動を行うに当たっては、その事業所において、セクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害または二次被害が生じることのないよう努める」とは、事業活動の中で、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした性被害を防止するとともに、「性暴力被害者等と接する場合」や「従業員等が性暴力被害者等になった場合」に二次被害が生じることのないよう十分な配慮を求めるものです。

具体的には、従業員等を対象に、どのような行為に気を付ければセクシュアル・ハラスメントを防止できるのかといった、性暴力の防止に関するものや、性暴力被害者等に対する理解を深めるための普及啓発や研修を実施していただくことが考えられます。

〔第2項関係〕

3 「労働環境の整備その他雇用管理上必要な措置」とは、
・性暴力被害者等となった従業員等への休暇取得の配慮など、雇用環境や福利厚生制度を整備していただく
・性暴力被害者等となった従業員等の就労の継続に配慮していただく
ことが考えられます。

- 4 性暴力被害者等に係る就労上の配慮については、個々の事業者における就業規則等で検討すべきものと考えますが、県としても事業者に対して一定の配慮や必要な支援を求める意味から定めるものです。

〔第3項関係〕

- 5 「県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力する」とは、
- ・チラシの配布、啓発イベントへの協力等の県の啓発施策にご協力いただく
 - ・性暴力加害を行った従業員を、県が行う再発防止施策へつなげていただく等があります。

(医療機関の役割)

第九条 医療機関は、基本理念にのっとり、性暴力被害者等が受診したときは、その個人情報保護に十分に配慮するとともに、証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策のうち、性暴力被害者等に対する支援における医療機関の役割を定めるものです。

医療機関は第一に性暴力被害者等の支援において医療的処置や証拠保全への協力など重要な役割が期待されることから、本条では特に被害者支援に関する役割を定めています。

【解説】

1 医療機関に期待する行動としては、

- ・性暴力被害者等が医療機関を受診した際に、話し声が漏れない場所で話を聞くなど、性暴力被害者等のプライバシーが守られるよう配慮していただく
- ・性暴力被害者等が被害の届け出をする際に活用できるよう、第18条に基づき県が設置する相談窓口や警察と連携して証拠保全にご協力いただく
- ・性暴力被害者等にとって被害の状況を繰り返し話すことは心理的な負担になることから、同行者がいる場合には、被害者の同意を得たうえで、同行者から被害状況を聴いていただく
- ・性暴力被害者等の心身に受けた影響からの回復に必要な医療的措置や情報提供をしていただく
- ・性暴力被害者等と接する際には二次被害が生じることの与えないよう、配慮ある言動に努めていただく

等があります。

(民間支援団体の役割)

第十条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、性暴力被害者等を支援するとともに、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策における民間支援団体の役割を定めるものです。

民間支援団体は、性暴力被害者等のさまざまなニーズに則して、相談、支援に関する情報提供、理解促進のための広報啓発活動、居場所提供などの支援活動を既に行っていることから、性暴力被害者等支援施策を進めるうえで大きな役割を期待する意味から定めるものです。

【解説】

- 1 民間支援団体に期待する行動としては、
 - ・性暴力被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、性暴力被害者等を支援すること
 - ・県が実施する性暴力被害者等支援施策に協力いただくこと等があります。

<第2章 推進体制の整備>

(推進体制の整備)

第十一条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、当該施策の実施状況を確認するため、必要な体制を整備するものとする。

【趣旨】

第2章においては、県が性暴力の根絶をめざすための体制整備を主体的に推進することを明記しています。

本条は、性暴力の根絶をめざす施策が、県、市町、民間支援団体等さまざまな主体に及ぶこと、また、予防教育や被害者等支援、加害者の社会復帰に向けた支援など、幅広い分野に及ぶことから、県が取り組む具体的な施策及び取組について、効果的に策定し取組を進めるとともに、有識者等により、施策の実施状況を確認し、PDCAサイクルを回すことにより、事業の改善に取り組むために必要な体制について整備することを定めるものです。

(推進計画)

第十二条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する推進計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する基本方針

二 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性暴力の根絶をめざす施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときには遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策が多岐の分野にわたることや、国における性暴力被害者等支援に関する施策も進展することが想定されることなどから、条例に基づき性暴力の根絶をめざす取組が適切に推進されるよう、県の推進計画について定めるものです。

【解説】

1 「推進計画」は、国の動向及び県民の意見をふまえ、本県における性暴力の根絶をめざす施策の取組事項を定めるものです。

2 「あらかじめ、県民等の意見を反映する」とは、県推進計画の策定及び変更にあたっては、県が有識者をはじめとする第三者の意見や県民等の要望等について反映すべきことを定めるものです。

ここにいう「必要な措置」とは、パブリックコメントの実施等を想定しています。また、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進していくため、県内の性暴力の実態を調査し、施策の検討に活用されることも想定しています。

3 「公表する」とは、県のホームページ等により公表することをいいます。

(人材の育成及び支援)

第十三条 県は、県及び市町の職員並びにこの条例に定める施策の実施に携わる者に対し、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関し必要な専門的知識及び技術について、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもに対する性暴力を防止し、又は早期に発見し、及びその被害を受けた子どもを迅速に保護するとともに、性暴力被害者等に対する適切な支援を図るため、学校等において、当該学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力の防止及び適切な対応に関する知識及び技術、第十八条第一項に定める窓口との連携の方法その他の必要な事項について、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、性暴力被害者等に対する支援に従事する者（第二十四条第三項において「支援従事者」という。）が性暴力被害者等に対する支援を行う過程において性暴力被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するために必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、条例の目的である「性暴力のない社会」の形成を促進するためには、支援施策全般に通じた者やボランティア等、性暴力の根絶をめざす施策の実施を担う人材の育成や民間支援団体の活動への支援が重要であることから、県による研修及び講演会等、人材育成に関する施策や民間支援団体への支援の実施について定めるものです。

【解説】

〔第1項関係〕

1 県は性暴力被害者等に対する支援の他、予防教育及び啓発、並びに加害者が更生するための立ち直り支援など性暴力の根絶をめざすための施策を推進するため、県、市町等の行政機関の職員をはじめ、民間の支援ボランティア、支援の際の通訳等、支援従事者など本条例の施策に従事する者に対し、必要な技術や知識の習得と危機管理意識の向上及び二次被害の防止に向けた研修、情報提供などを行うことにより施策の推進に必要な人材の養成及び資質向上に向けて取り組むことを定めるものです。

〔第2項関係〕

2 県は、教職員や保育士など学校等において子どもと接する事業に携わる者に対して、

子どもの性暴力被害の防止、早期発見及び適切な支援へつなげる技術や知識の習得と危機管理意識の向上及び二次被害の防止に資する情報の提供の他、必要な支援を行います。

〔第3項関係〕

- 3 性暴力被害者等からの相談等に応じる支援従事者が、支援等を行う過程において性暴力被害者等の話に耳を傾けることで生じる、性暴力被害者等と同様の心理的外傷、いわゆる「代理受傷」を防止するため、研修の実施等の取組について定めるものです。
- 4 「心理的外傷」とは、「心的外傷」ともいい、児童虐待、不同意性交等、犯罪や事故、いじめを含む悲惨な出来事等による心の傷で、通称「トラウマ」とも呼ばれ、PTSD（外傷後ストレス障害）の発症は、心理的外傷が重症化した典型です。

〔第4項関係〕

- 5 民間支援団体による支援は、性暴力被害者等のさまざまなニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたり提供できる点や素早い意思決定による迅速な対応が可能である点など、行政では行き届かない支援ができるという利点を有しており、性暴力被害者等に対する途切れない支援の推進にあたり、重要な役割を有しています。
民間支援団体は、善意の寄付やボランティアに支えられ活動していますが、さまざまな課題もみられることから、県が民間支援団体に対して適切な情報の提供、助言等の必要な支援を行うことを定めたものです。

(市町に対する支援)

第十四条 県は、市町が性暴力の根絶をめざす取組を推進するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

性暴力被害者等がどこに住んでいても等しく支援を受けらるうえで、基礎自治体である市町の役割は重要です。

本条は、市町が性暴力の根絶をめざす取組を進める上で県と市町が連携し、施策を推進するために必要となる情報の提供、助言などの支援を県が提供することを定めています。

<第3章 基本的施策>

<第1節 性暴力の予防>

(予防教育等の推進)

第十五条 県及び市町は、その設置する学校、認定こども園及び保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次項において同じ。）に在籍する者並びにその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護する者をいう。第二十二條第二項において同じ。）に対して、在籍する者の発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

2 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他学校、認定こども園又は保育所を設置する法人（県及び市町を除く。）は、前項の規定に準じて、必要な取組を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

第3章においては、性暴力の根絶をめざす施策に関する基本的施策を明記しています。本条は、基本的施策のうち、教育機関が実施する性暴力の予防教育・性暴力被害の未然防止・二次被害を防止するための取組について定めるものです。

【解説】

1 第1項は、県、市町に対して、管轄する公立の教育機関における在籍する子どもやその保護者に対して、子の発達段階に応じた性暴力の予防教育や性暴力被害の未然防止、二次被害を防止するための取組を進めることを定めるものです。

なお「県及び市町」には一部事務組合も含むものと解し、一部事務組合立の学校においても在籍する者の発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育及び啓発を行うよう努めるものとします。

2 「二次被害を防止するための教育」とは、「三重県人権教育基本方針」及び「人権教育ガイドライン（三重県教育委員会）」に基づく取組を進めることを含みます。

なお、学校現場における精神的なケアについては、スクールカウンセラー等の取組により補完することを想定しており、必要に応じ、市町との連携の中で進めていきます。

3 「在籍する者の発達の段階に応じた」とは、発達の段階に応じて性暴力を予防し、または、性暴力が発生した場合の適切な行動をとるために必要な知識が異なることから、それぞれの発達段階に応じて必要な教育または啓発を行うことを定めるものです。

4 第2項は、大学法人等国立及び私立の教育機関に関して、第1項の規定に準じて性暴力の予防教育等の取組を進めることを定めるものです。

(県民等の理解の促進と気運の醸成)

第十六条 県は、性暴力被害者等が孤立することがないように、性暴力の根絶、性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民等の理解と関心を深めるため、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、この条例の趣旨を周知するとともに、県民等が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図るものとする。

【趣旨】

本条は、基本的施策のうち、性暴力のない社会の形成を促進するため、地域社会における性暴力の根絶の必要性に係る理解の促進を図ることを定めるものです。

1 性暴力被害者等が受けた被害の早期回復または軽減及び生活の再建に対する支援を行うとともに、周囲の無理解や偏見・無い言動などの二次被害に苦しめられている状況を改善するため、全ての県民等が、性暴力被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、社会全体で性暴力被害者等を支える気運が醸成されるよう、県が広報・啓発を行うことを定めるものです。

2 県は、県民等に対して、本条例が制定の意図等について周知するとともに、県民等に、性暴力被害は他人事ではなく、身近に起こり得る可能性があることを十分知ってもらい、性暴力の被害者にも加害者にも、傍観者にもならないよう、一人ひとりが積極的に性暴力の根絶に向けて取り組めるよう働きかけることを定めるものです。

(性暴力の根絶をめざす月間)

第十七条 県は、性暴力の根絶をめざす月間を設け、前条に定める施策に集中的に取り組むものとする。

2 性暴力の根絶をめざす月間は、十一月とする。

【趣旨】

本条は、基本的施策のうち、性暴力のない社会の形成を促進するため、広報啓発の集中取組期間を定めるものです。

【解説】

- 1 第1項は「性暴力の根絶をめざす月間」を設けることにより、県は広報啓発活動を集中的に取り組むものとします。
- 2 第2項は、第1項で定めた「性暴力の根絶をめざす月間」の具体的な期間を定めるものです。

次の通り、性暴力の根絶に関連する月間や週間が集中していることから、各月間や週間の取組と連携し、効果的な広報啓発に取り組めるよう「性暴力の根絶をめざす月間」を11月としました。

- 犯罪被害を考える週間（11月25日～12月1日）
- 女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）
- 差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）
- いじめ防止強化月間（4月、11月）

＜第2節 性暴力被害者等に対する支援＞

(総合的な相談体制の整備等)

第十八条 県は、専ら性暴力被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口を設置し、性暴力被害者等が直面している様々な問題について相談（第三項及び第二十条第一項において「性暴力に関する相談」という。）に応じ、第二十条第一項各号に規定する支援を行うものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、前項の窓口の設置に当たっては、県民等に対する当該窓口の周知及び相談しやすい環境の整備を図るとともに、相談者の年齢、性自認、性的指向、使用する言語その他の属性及び被害を受けた時期にかかわらず、あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、性暴力に関する相談に応じるに当たっては、相談者の意思及び立場を尊重し、かつ、秘密の保持に必要な注意を払うものとする。

【趣旨】

本条は、基本的施策のうち、県の性暴力被害者等からの相談及び性暴力被害者等に対する情報の提供等について定めるものです。

【解説】

1 「専ら性暴力被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口」とは、被害直後から医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、「ワンストップ支援センター」という。）を指すものであり、県がワンストップ支援センターを設置・運営し、性暴力被害者等に対し、ワンストップ支援センターを通じた支援を行うことを定めるものです。

ワンストップ支援センターで行う支援については、第20条で規定します。

2 ワンストップ支援センターでは、相談者・相談内容の性質に関わらずあらゆる相談に応じるために必要な措置を講じるよう努めることとしており、その一例として、

- ・相談者の年齢、性別（性自認、性的嗜好）を問わないこと
- ・外国語に対応していること
- ・現在だけでなく、過去の被害の相談にも対応していること

が挙げられます。

「その他の属性」とは、相談者の出身や職業等、相談者に関するあらゆる属性を指します。

3 県の性暴力に関する相談対応時における対応者の行動規範について定めるものです。被害者等がひとりでも多く支援を求める声を上げてもらうことが必要であり、ま

た、被害者等が安心して相談してもらうためには第3条に定める基本理念にのっとり、被害者等の立場を最大限尊重すること、また、秘密の保持に最大限の注意を払うことが重要であることから、定めるものです。

(早期発見及び早期対応)

第十九条 県は、県民等が性被害を受けた場合に直ちに前条第一項に定める窓口にご相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性被害を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全及び早期の適切な支援がなされるよう警察、医療機関その他の関係機関と連携を図るものとする。

3 県は、子どもに対する性暴力を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう県民等、市町及び学校等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、基本的施策のうち、県の性暴力被害の早期発見及び早期対応について定めるものです。

【解説】

〔第1項関係〕

- 1 第1項は、性暴力被害者が性被害を受けた場合に直ちにワンストップ支援センターに相談できるよう必要な措置を講じるよう規定するものです。
- 2 「直ちに相談できる」とは、県が設置するワンストップ支援センターが24時間365日対応できる体制を整備するなどが想定されます。

〔第2項関係〕

- 3 第2項は、性暴力被害者が迅速な証拠保全と早期に適切な支援が受けられるよう、県は警察、医療機関やその他の関係機関と連携を図ることを定めるものです。
- 4 「迅速な証拠保全」とは、被害者が被害直後には被害届の提出意思がなくとも、将来的には望むことも考えられますが、被害後時間が経過すると証拠の採取が困難となるため、被害直後の迅速な証拠保全が重要であること、また、証拠の採取は医療機関の協力なしにはできないこと、加えて、採取した証拠は将来に備え、警察等で保管することが望ましいことから警察や医療機関その他の関係機関と連携を図ることとしています。

なお、証拠保全については、第20条において、ワンストップ支援センターが証拠保全に係る支援ができるよう、県は必要な措置を講ずることとしており、また、医療機関に期待する役割として、第9条に証拠保全への協力について規定しています。

- 5 「早期の適切な支援」とは、被害直後に不慣れな対応により二次被害を与えることのないよう、早期に被害者に対して適切な支援が必要であること、また、条例制定現在、緊急避妊として主に使用されている緊急避妊薬の有効期限は72時間であること、

加えて、PTSD化や重症化の予防のためには被害後速やかに適切な心理的治療を受けることが重要であり、ワンストップ支援センターやそれを通じて被害者の状況に応じて必要な医療機関などの関係機関につなぐことが重要であることから警察、医療機関その他関係機関との連携を図ることを規定しています。

〔第3項関係〕

- 6 第2項は、子どもの性暴力被害を早期発見・早期対応するために、被害を受けた子どもが適切に県のワンストップ支援センターに繋がるよう、県民等、市町、学校等に対して窓口の周知や情報提供、助言等の施策を講ずることを定めるものです。
- 7 「早期に発見」とは、子ども（特に未就学児などの低年齢の子ども）は、性被害に遭ってもそれを性被害と認識できない場合もあり、また、大人に対して被害に遭ったことを言い出せないもあることから、身近なおとなが子どもの発する兆候を見逃すことなく、被害を早期に発見することをいいます。
- 8 この項における「適切な対応」には、「医療的、心理的な支援」のほか、「適切な聴き取り」も含まれます。これは、子どもは周りからの言動に影響を受けやすく、いわゆる「記憶の汚染」が起こりうることから、これを防ぐため、適切な聴き取りが必要となることからです。加えて、適切な対応には、県が設置するワンストップ支援センターへの速やかな相談も含まれます。

(性暴力被害者等に対する支援)

第二十条 県は、性暴力に関する相談に適切に対応し、性暴力被害者等に対する支援を行うため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 性暴力の防止及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談、必要な情報の提供及び助言
 - 二 性暴力被害者等が必要とする支援制度及び関係機関の紹介
 - 三 医療機関、警察その他必要と認められる場所への付添い及び助言
 - 四 性暴力を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠保全に係る支援
 - 五 性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復に資する心理的な負担の軽減及び必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
 - 六 法的支援その他必要と認められる支援の提供
- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、必要な支援が迅速かつ的確に行われるよう県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携するものとする。

【趣旨】

本条は、基本的施策のうち、ワンストップ支援センターで行う支援について定めるものです。

【解説】

- 1 (1) は相談及び支援サービスに関する情報提供について定めるものです。
「専門的知識又は技能を有する者による相談」とは、性暴力被害者等支援に関する知識・技術を有する相談員による相談の実施をいいます。
「必要な情報の提供及び助言」とは、性暴力被害者等が利用できる制度に関する情報、関係団体が行う支援に関する情報、医療機関に関する情報、刑事手続きに関する情報の提供とそれらに関する助言をいいます。
なお、提供する情報については、「経済的な助成に関する情報」等も含まれます。
- 2 (2) は支援制度及び関係機関の紹介について定めるものです。
「支援制度及び関係機関の紹介」とは、安全の確保、経済的支援等、性暴力被害者等が有するさまざまなニーズに応じた公的な支援制度を案内するほか、公的機関のみでは対応できない場合や支援に際して専門的知識等を必要とする場合等に、弁護士、医師、臨床心理士等を紹介することをいいます。
- 3 (3) は付き添い支援について定めるものです。
性暴力被害者等が医療機関、警察、裁判所、公的機関等を利用する際、性暴力被害者等の希望により、相談員や支援ボランティア要員等による付き添い支援を行うこ

とをいいます。

- 4 (4)は医療的支援及び証拠保全について定めるものです。

性被害直後の急性期における緊急避妊等の緊急対応について公費負担を行うほか、病院において膣内容物等の証拠保全を実施することをいいます。

- 5 (5)は、性暴力被害者等に対する心理的な負担の軽減、精神医学的支援の提供について定めるものです。

性暴力被害は、心理的な苦痛が大きく、PTSD等深刻な精神疾患を患う可能性が高いことから、心理的負担軽減のための公認心理師等によるカウンセリングを実施するほか、必要に応じて医療機関（精神科・心療内科）での治療に対して公費負担を行うことをいいます。

- 6 (6)は、法的支援について定めるものです。

相談者に対し、弁護士による法律相談を実施するほか、法テラス等の紹介、検察庁や裁判所が行う刑事手続きについての案内・助言を行うことなどを定めるものです。

(三重県犯罪被害者等支援条例への委任)

第二十一条 性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例の定めるところによる。

2 県は、支援条例に定める施策の実施にあたっては、性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関し、その被害の特性に応じて必要な配慮を加えるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力被害者等に対する支援については、本条例に定めるもののほか、三重県犯罪被害者等支援条例の規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用すること、また施策の実施にあたっては、被害者の特性に応じて必要な配慮を加えることを定めています。

【解説】

- 1 「支援条例に定めるところによる」とは、具体的には三重県犯罪被害者等支援条例第15条～第21条の規定をいいます。
- 2 「被害の特性に応じて必要な配慮を加える」とは、性被害の特性として
 - ・被害者が被害を打ち明けにくい
 - ・被害を受けた時点と、心身に支障をきたす精神的な後遺症（精神疾患）の発症時点に時差が発生することがある
 - ・顔見知りからの被害が多い
 - ・被害者が子どもの場合、その保護者にも心身に支障をきたす精神疾患が発症することがある

等の特徴があることから、三重県犯罪被害者等支援条例第15～第21条に規定された支援施策については、性犯罪以外の犯罪に係る配慮に加え、こうした性被害の特徴に応じた支援が出来るよう、配慮することをいいます。

<第3節 性暴力のない社会の構築>

(性暴力の再発防止)

第二十二條 県は、性暴力の加害者又はその家族（第三項において「加害者等」という。）の求めに応じ、再発の防止又は社会復帰に必要な情報の提供、医学的又は心理学的な支援その他必要な支援に努めるものとする。

2 県は、性暴力の加害者が子どもの場合には、当該子どもの意思を尊重の上、その保護者と連携し、性暴力の再発を防止するために必要な発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、加害者等が、再発の防止及び社会復帰のための相談をしやすい環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本的施策のうち、県の性暴力加害者に対する再発防止の取組について定めるものです。

【解説】

1 第1項は、県が、性暴力加害者の希望により相談に応じ、性暴力の再発防止や加害者の社会復帰のための支援を講ずることを定めるものです。

再発防止に向けた相談及び支援を受けることを本条例により加害者に義務付けることについては、推定無罪の原則や二重処罰の禁止の原則に抵触する恐れもあり、慎重な検討が必要であることから、本条例では加害者の更生に向けた立ち直り及び社会復帰に向けた支援として位置付け、加害者及びその家族の求めに応じて支援するものと定めています。

また、本条では、対象者を県の支援制度につなげるだけでなく、性暴力の再発防止や加害者の社会復帰のための支援制度の構築や、研修プログラムの実施者を育成することも含まれます。

ここにいう関係機関とは、警察・検察庁・矯正施設など加害者と関わりのある機関を指します。

2 第2項は、性暴力加害者が子どもであった場合の支援について定めるものです。

子どもへの支援については、成人の場合と異なり、発達段階に応じた教育や医療的ケアが必要なことから、児童相談所や医療機関等関係機関と連携し、対象者に必要な支援制度を構築すること、並びに対象者が支援制度を知ることが出来るよう案内することを定めるものです。

「子どもの意思を尊重の上」とは、子どもの主体性を尊重し、子どもの意思を第一とする当事者中心主義を基本とすることを指します。

3 第3項は県の性暴力加害者に対する相談体制の確保について定めるものです。

県は、対象者が利用しやすいよう、相談場所の確保に努めるとともに、相談者の個人情報外部に漏れることにより、周囲からの危害や非難など不利益が及ぶことのないよう措置を講ずることや、対象者が相談を希望しやすくなるよう、周知に努めるものとしてします。

(性暴力が発生しない環境づくり)

第二十三条 県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努めるものとする。

2 県は、前項の取組を進めるに当たっては、市町、学校等及び事業者に対する情報の提供、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、基本的施策のうち、性暴力の発生を防止する環境整備について定めるものです。

【解説】

1 第1項は、県、市町、学校等、事業者における性暴力の発生を防止する環境づくりについて定めるものです。

「性暴力が発生しない環境づくり」については

- ・所属する職員や児童生徒、利用者等に対する性暴力に関する広報啓発を実施して性暴力を許さない意識を醸成する
- ・防犯カメラや建物の構造上の死角を無くす等、性暴力の発生を防ぐ施設及び設備の整備を促進する
- ・競技場などの公共の場において、アスリート等盗撮は性暴力であり、許されない行為であることを広報啓発することにより、その発生防止にむけて取り組む

等が想定されます。

本条では、性暴力の発生防止のための環境づくりは、県、市町、学校等、事業者それぞれが主体的に取り組むこととしています。

2 第2項は、第1項の環境づくりに関する県の取組について定めるものです。

県は、市町、学校等、事業者が性暴力の発生防止のための環境づくりを行うにあたり、情報の提供、助言など必要な支援を行うこととしています。

また、県が行う性暴力が発生しない環境づくりの一つには、アスリート等盗撮など性犯罪には至らずとも性暴力に該当する行為が発生しないよう、市町、関係する事業者や団体等と連携して広報啓発などに取り組むこと、また、性被害を引き起こしかねないグルーミングの危険性などについて周知啓発することで性暴力が発生しないよう取り組むことも含まれます。

<第4章 雑則>

(個人情報の保護)

第二十四条 県は、第十八条から第二十一条までに規定する相談及び支援に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、本人の性被害の軽減又は性被害からの回復に向けた相談への対応、情報の提供、助言その他の支援の目的以外に使用してはならない。

2 県は、第二十二条に規定する支援及び環境の整備に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、本人の再発の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

3 前二項の規定は、支援従事者並びに再発の防止及び社会復帰のための相談及び支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

【趣旨】

本条は、県及び支援従事者に対し、性暴力犯罪被害者等及び性暴力加害者にかかる個人情報の適切な管理について定めるものです。

【解説】

1 「個人情報を適切に管理」とは、支援時に把握した性暴力犯罪被害者等及び性暴力加害者に関する個人情報が流出しないようにすること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すこと等をいいます。

2 第1項及び第2項は、性暴力被害者等及び性暴力加害者の支援に必要な施策は多岐にわたるため、それぞれの施策を所管している県各部局が相互に連携し、適切に施策を実施していくことが想定されるので、性暴力被害者等及び性暴力加害者にかかる個人情報については、施策を実施する各機関においても適切に管理する必要があることから定めるものです。

3 第3項は、支援従事者がみだりに個人情報を開示することのないよう、支援従事者における個人情報の適切な管理について定めています。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、県として必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。